

事実経過 2011.4～2025.11

- ・2011年4月：新井さんが、草津町議会初の女性議員として当選
- ・2015年4月：草津町議選 落選
- ・2019年4月：草津町議選 2期目当選
- ・2019年11月11日：電子書籍「草津温泉漆黒の闇5」(飯塚玲児著)発行。新井さんが町長からの性被害を公表(被害は2015年1月8日とする)
- ・2019年12月：草津町議会で、中澤康治議員が町長不信任案を提出
- ・2019年12月：町長が飯塚さんと新井さんを名誉毀損の民事裁判提訴
- ・2019年12月：町議会が、新井さんに懲罰動議、除名処分
- ・2020年2月：新井さんが県への除名処分取り消しの申立をし、県は処分の執行一部停止を決定、新井さん復職。
- ・2020年3月：町議会は、新井さんに議員辞職勧告。新井さんが拒否後、10日間の出席停止処分。
- ・2020年8月：県が正式に除名処分取り消しの決定
- ・2020年12月6日：町長と町議会議長が中心となって開始した解職請求(リコール)の住民投票の結果、新井さんは失職
- ・2020年12月6日：町長が外国特派員協会で記者会見
- ・2020年12月18日：新井さんが外国特派員協会で記者会見
- ・2021年12月：新井さんが町長を強制わいせつの疑いで告訴(その後、不起訴)
- ・2021年12月：町長が新井さんを虚偽告訴の疑いで告訴
- ・2022年10月：前橋地検が新井さんを虚偽告訴、名誉棄損の罪で在宅起訴

全国フェミニスト議員連盟の動き

- ◇2020年12月11日：全国フェミニスト議員連盟は草津町長・町議会等に、除名処分と議会主導のリコール等に対して抗議
- ◇2021年2月25日発行 Afer vol.108 に、「性暴力は嘘だと決めつける草津町議会」掲載
- ◇2021年5月29日：シンポジウム開催。新井さんは当事者3人のひとりとして報告
- ◇2021年10月24日：オータムセミナー開催、新井さんは当事者4人のひとりとして報告
- ◇2022年5月25日発行 Afer vol.108 に「新井祥子さん、草津町長選に挑戦！」掲載
- ◇2022年5月28日：『女性議員を増やす・支える・拡げる－議会におけるいじめ・ハラスメント調査報告書-』発行、新井さんのインタビュー記事掲載

- ・2023年2月16日：飯塚さんの名誉毀損の刑事裁判にて、検察が新井さんの録音データを復活させ証拠として提出。新井さんの告発に疑問が付された。
- ・2023年11月：民事訴訟で、新井さんは「一部虚偽があった」と認める。
- ・2024年1月：飯塚さん、前橋地裁で名誉毀損の罪で懲役1年執行猶予3年の判決
- ・2024年11月：町長名誉棄損（きそん）の民事裁判は、前橋地裁を経て東京高裁で、新井さんに對して損害賠償金165万円の支払いを命じる判決が確定。
- ・2025年9月29日：前橋地裁で名誉毀損と虚偽告訴により、新井祥子さんに懲役2年執行猶予5年（求刑懲役2年）の判決確定

◇2023年12月23日、HPに草津町長・町議会等宛抗議の見解は変わらないことを付記

◇2025年2月；『議会におけるいじめ・ハラスメント調査報告書』「告発は虚偽」のお知らせ文をHPに掲載し、会員に送付

◇2025年11月；刑事裁判判決を受けての見解を公表。調査報告書から新井さんの記事を削除